

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置①

資料3

課題	主な対応方針	主な具体的対応
住宅再建の加速化	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅再建等の時期の目安を公表(見える化) 	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅再建・復興まちづくりのための加速化のタスクフォースを設置 ②住宅再建・復興まちづくり関係事業の工程・目標(住宅・宅地の戸数)の作成、公表
	<ul style="list-style-type: none"> ・実現及び加速化のための措置を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ③防災集団移転促進事業における計画変更手続きの簡素化及び周知(事業計画の軽微な変更について、事業費の20%以上の増額となる場合も土地の価格上昇にともなう事業費の増額分を除き取り扱うこと等を可能とした。) ④入札契約方式の効率的選択について自治体へ周知 ⑤土地区画整理事業における起工承諾による工事着手の周知(土地区画整理事業について、事業実施にあたっての事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図る。) ⑥防災集団移転促進事業により取得した土地の譲渡・交換に係るガイダンスの明確化 ⑦農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携による移転跡地等の効率的な土地利用
用地取得の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得加速化措置の实用化に向けたプログラム作成 	<ul style="list-style-type: none"> ①「用地取得加速化プログラム」の策定(財産管理制度や土地収用制度、自治体の用地事務支援に関する加速化措置を拡充した上で総合的に体系化)
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の用地事務の支援(国のノウハウの提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ②関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動(25年3月4日)

※赤字は、加速化措置第三弾として取りまとめた措置(第一弾、第二弾で取りまとめた措置でも、その後に追加的対応を取った措置を含む)。

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置②

課題	主な対応方針	主な具体的対応
用地取得の迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者不明等の土地の処理の迅速化 (不在者財産管理制度・相続財産管理制度の円滑な活用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ③財産管理制度の運用状況(財産管理人の選任まで1カ月程度等)の自治体への周知及び自治体における申立てガイドライン作成への協力等を最高裁事務総局に要請 (参考)裁判所の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体との連携、自治体による申立てガイドラインの作成に協力 ・通常必要な手続の代替として、行方不明者届・未発見者証明書等の活用による手続の迅速化 ・書記官等約25人の増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備 ④円滑な財産管理制度の運用に向けた自治体と地域の弁護士会、司法書士会等の関係団体との連携強化 (参考)裁判所における取組 ※法務省において最高裁事務総局から聴取したもの <ul style="list-style-type: none"> ・財産管理人選任申立における申立地や提出書類の柔軟対応 ・財産管理人の選任手続等の期間短縮(通常1か月の選任手続を1～2週間に) ・財産管理人の候補者(弁護士・司法書士)の確保(3県で約500名) ⑤不明地権者調査における司法書士や補償コンサル等の活用の周知 ⑥土地区画整理事業における公示送達制度の適切な運用等を通じた換地手続の促進(土地区画整理事業について、事業実施にあたっての事例を公表・周知することにより、事業の加速化を図る。)
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地収用手続きの迅速化 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦事業認定の柔軟な審査による期間の短縮 (通常3カ月を2カ月に) ⑧国交省職員による実務研修の実施 ⑨土地収用法上の事前説明会と他の説明会の開催を兼ねることによる効率化 ⑩収用裁決手続きにおける指名委員制度の活用及び事務局体制の強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者が不明の場合の不明裁決の手続きを起業者向けに明確化 ・収用手続迅速化に向けた全国の運用事例の調査・共有 ⑪事業認定申請手続きの早期着手(3年8割を待たずに) (任意買収と並行した収用手続の進行(復興事業における早期事業認定申請ルール))

※赤字は、加速化措置第三弾として取りまとめた措置(第一弾、第二弾で取りまとめた措置でも、その後に追加的対応を取った措置を含む)。

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置③

課題	主な対応方針	主な具体的対応
埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化	・発掘調査の迅速化	①従前調査による知見に基づき試掘調査を不要とするなど発掘調査の簡略化と迅速化 ②民間組織の活用による迅速な実施 （民間組織を導入するための仕様書を被災三県において作成する。） ③防災集団移転促進事業大臣同意前に調査実施可能であることの周知
	・発掘調査体制の充実	④全国から発掘担当者を派遣（32名（24年10月）→69名体制（25年10月～）へ拡充）
	・発掘調査費用の確保	⑤「復興交付金」による発掘調査費用の確保
人員不足 <技術者・技能者の確保>	・広域的な人材の確保	①被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入 ②人材の広域調達に伴う増加費用の精算払い
	・人材の効率的な活用	③発注ロットの大型化 ④10km以内の工事間での技術者の兼任を可能とする配置基準の緩和
資材不足 <生コン、砂>	・地域毎・資材毎のきめ細かな需給対策の実施 ・供給体制の拡充	①発注者、建設業団体、資材団体等で構成する情報連絡会を開催し、需給見通しを共有 （「建設資材対策東北地方連絡会」に「災害公営住宅専門部会」を新たに設置） ②新たな民間プラントの設置 ③公共による公共事業専用のプラントの設置 （所管省庁が異なる複数の災害復旧工事の事業費を活用して、生コン仮設プラントを設置するスキームの創設（宮城県が活用予定）） ④原材料の骨材を地域外から調達 ・遠隔地からの資材調達に伴う増加費用の精算払い ・港で骨材を荷揚げする施設や仮置き場所の拡大 ⑤ダンプカーの被災地特例の延長

※赤字は、加速化措置第三弾として取りまとめた措置（第一弾、第二弾で取りまとめた措置でも、その後に追加的対応を取った措置を含む）。

住宅再建・復興まちづくりの加速化措置④

課題	主な対応方針	主な具体的対応
<u>発注者支援</u>	・被災自治体への人的支援	①全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(25年2月時点)) ②任期付職員等の採用支援(24年度約680名採用,25年度約420名採用予定) ③公務員OB、民間実務経験者等の活用のための新たな取組 ・市区町村OB職員の情報システム構築(約180名登録済(25年2月時点)) ・民間企業等の人材の活用促進のため、財政措置の拡充及び採用手続の周知を実施(平成25年3月1日付) ・青年海外協力隊帰国隊員、国家公務員OB、民間実務経験者等を復興庁職員として採用、市町村に派遣(24名派遣(25年4月1日時点))
	・発注者の負担軽減	④複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入(アットリスク型、アットリスク+ピュア型等) ⑤都市再生機構(UR)の活用(25年4月より現地支援体制を大幅に強化)(平成25年3月:220名 → 平成25年4月:303名)
<u>適正な契約価格</u>	・実勢価格の契約価格への適切な反映	①平成25年度公共工事設計労務単価の改訂(被災3県の全職種平均で対前年度比約21%の上昇) ②人材や資材の広域調達等に伴う増加費用の精算払い(再掲) ③「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」の策定(資材やダンプトラック等の不足による日当たり作業量の低下に対応した積算基準の策定) ④被災3県における標準建設費の見直し(災害公営住宅に係る被災3県における標準建設費引上げ)
<u>加速化措置の支援</u>	・加速化状況及び加速化措置の「見える化」	①見える化のワンストップ(復興庁ホームページ) ②「加速化措置一覧表」の公表(復興庁ホームページ)
	・復旧・復興事業の施工確保対策の周知	③施工確保対策の周知(これまでに講じてきた施工確保対策を体系的に整理)

※赤字は、加速化措置第三弾として取りまとめた措置(第一弾、第二弾で取りまとめた措置でも、その後に追加的対応を取った措置を含む)。